平成２５年（フ）第４０号
北海道苫小牧市明徳町３丁目12番２号
債務者　高澤　瑞穂（旧姓嵯峨）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５３号
北海道苫小牧市美原町３丁目16番９号
債務者　佐々木　彰
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５９号
秋田市土崎港中央２丁目６番29号
債務者　仙北屋艶子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
茨城県神栖市太田402番地恵日荘３－６
債務者　飯田　健一
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１８号
茨城県潮来市大塚野２丁目17番地６
債務者　秋山　和美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１９号
茨城県神栖市土合南２丁目９番15―７号
債務者　宮内　智幸
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２０号
茨城県神栖市砂山1014番地321
債務者　山田　義弘
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２１号
茨城県神栖市砂山1014番地321
債務者　山田　亮吉
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第４６０号
埼玉県羽生市南５丁目19番地33
債務者　黒田　好枝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０５号
埼玉県行田市藤原町２丁目18番地25
債務者　西野　敏浩
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５７号
千葉県習志野市鷺沼３－５－35　サードアベニュー203号、住民票上の住所千葉県習志野市袖ケ浦２丁目４番４－309号
債務者　川島　明美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６１号
千葉県船橋市二和西１丁目４番10号
債務者　國久　尚之
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２０号
新潟市中央区海辺町１番町3786番地29、前住所新潟市江南区松山1400番地
債務者　白井　正喜
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
新潟県五泉市石曽根7260番地２　八幡団地303
債務者　長谷川明子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
金沢市高畠３丁目101番地２
債務者　越野　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
金沢市法光寺町130番地３、従前の住所金沢市高柳町５の24番地17
債務者　喜多　一郎
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
金沢市法光寺町130番地３、従前の住所金沢市高柳町５の24番地17
債務者　喜多喜代子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所